

I 調査の説明

1 調査の概要

(1) 調査の目的

民間企業の退職給付制度及び平成17年度の20年以上勤続退職者に対する退職給付の支給額の実態を把握することにより、現行公務員共済年金の職域部分に代わる新たな仕組みの検討のための基礎資料を得ることを目的とした。

(2) 調査の範囲

平成18年3月31日現在で企業規模50人以上の全国の企業約37,000社から、企業規模別、産業別による層化無作為抽出法を用いて抽出した6,232社を調査対象企業とした。

(3) 調査対象従業員の範囲

期間を定めずに雇用されていた常勤の事務・技術関係の従業員のうち、平成17年度に退職した勤続20年以上の者とした。

(4) 調査事項

平成18年3月31日現在における次の各事項とした。

① 企業に関する事項

企業名、所在地、主たる事業内容、企業全体の常勤の従業員数、従業員数のうち事務・技術関係職種の従業員数

② 退職給付制度に関する事項

ア) 退職給付（企業年金・退職一時金） … 退職給付制度の有無・組合せ、退職給付制度を設けている理由、企業年金制度の内容、キャッシュ・バランス・プランの給付形態・利率、過去における制度変更の状況、退職給付債務（PB0）計算上の割引率

イ) 企業年金制度 … 年金の種類ごとの受給資格、支給開始時期、支給期間、標準掛金の負担割合、選択一時金制度の有無、制度の目的、給付利率、据置利率

ウ) 退職金制度 … 退職一時金の算定方法、定率の場合の決め方、退職事由別の5年ごとの累積支給率、ポイント方式の場合の5年ごとのポイント数

エ) 早期退職優遇制度 … 制度の有無、内容

オ) 加算金制度 … 制度の有無、内容

- カ) 前払い制度 … 制度の有無、導入時期
- キ) 退職給付制度の補助 … 制度の有無、内容

③ 調査対象者の抽出に関する事項

- ア) 該当する退職者の範囲及び人数 … 勤続20年以上の退職者の人数、そのうち本社で退職金の支給状況が把握できる人数
- イ) 個人別支給額調査票に記入する調査対象従業員の範囲及び人数

④ 個人別の支給額に関する事項

退職者個々人について、退職理由、学歴、性別、退職時の満年齢、勤続年数、役職段階、年金の種類、年金支給開始年齢、支給期間、年金年額、選択一時金額、脱退一時金額、退職時の企業年金現価額、早期退職優遇制度の適用状況、退職一時金額、加算金額、早期退職優遇加算額、中退金・特退金共済額、その他の給付額

(5) 調査方法

調査対象企業6,232社のうち、1,115社については調査員調査による方法で行い、その他の企業5,117社については通信調査の方法により行った。

(6) 調査の実施

調査は平成18年3月31日現在の企業年金・退職一時金制度等の内容とし、調査期間は平成18年7月3日（月）から同年9月8日（金）までとした。

調査対象企業6,232社のうち、3,850社から回答を得、調査完了率は61.8%であった。また、退職給付の支給額については、23,680人（母集団復元後は120,964人）について退職者の回答が得られた。

(7) 集計方法

調査の集計は、企業年金・退職一時金制度については、産業別・企業規模別の抽出率及び回収率を用いて母集団に復元し、退職給付の支給額については、調査対象となった個々の企業における退職者の抽出率、産業別・企業規模別の抽出率及び回収率を用いて母集団に復元した。なお、調査の集計は人事院生涯設計課において行った。

(参考1) 企業規模別調査企業・集計状況

(単位:社)

企業規模 項 目	規模計	1,000人以上	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
全国の企業数 (母集団)	36,953	1,854	2,474	19,323	13,302
退職給付調査対象企業数 (標本)	6,232	1,041	1,152	2,496	1,543
制度調査集計企業数	3,850	801	752	1,510	787
個人別支給額集計企業数	3,556	737	713	1,411	695

(参考2) 産業別、企業規模別調査企業数

(単位:社)

企業規模 産 業	規模計	1,000人以上	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
漁業、鉱業、建設業	599	87	86	203	223
製造業	2,426	367	404	870	785
電機・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業	1,172	206	217	434	315
卸売・小売業	657	130	141	225	161
金融・保険業、不動産業	534	127	115	269	23
医療、福祉、教育、 学習支援業、サービス業	844	124	189	495	36

(参考3) 企業規模別、退職事由別退職者数、平均退職時年齢及び平均勤続年数

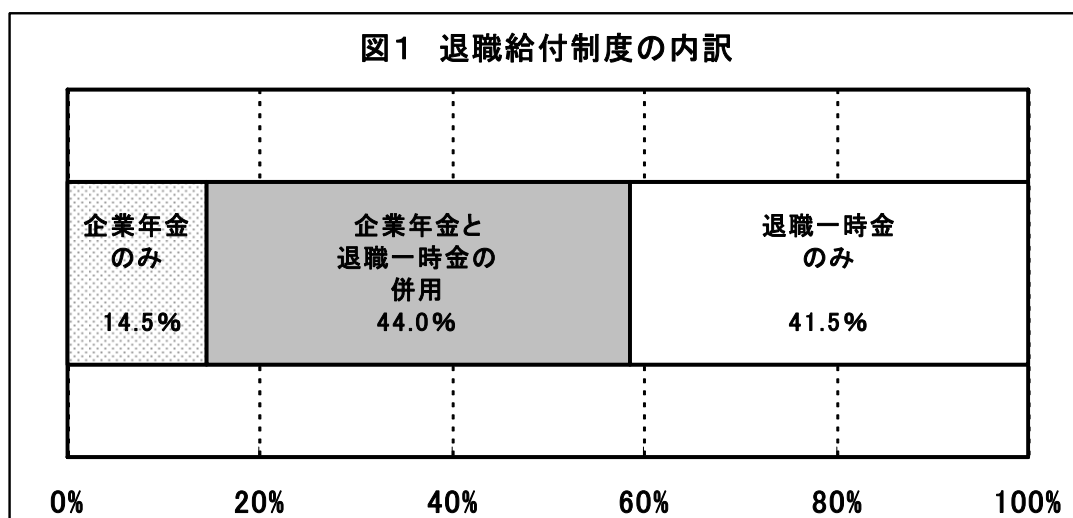
企業規模・退職事由	退 職 者 数	構 成 比	平均退職時年齢	平均勤続年数
	人	%	歳	年
規模計	120,964	100.0	55.0	33.1
定年	46,149	38.2	59.5	36.7
会社都合の計	29,864	24.7	53.8	31.9
早期退職優遇	12,819	10.6	54.6	32.6
勧奨による自主退職	6,972	5.8	53.3	31.2
その他	10,073	8.3	53.2	31.6
自己都合	41,284	34.1	51.0	30.1
役員就任	3,667	3.0	54.2	30.9
1,000人以上計	82,702	100.0	54.5	33.2
定年	28,079	34.0	59.3	37.2
会社都合の計	21,678	26.2	53.8	32.1
早期退職優遇	8,294	10.0	54.6	32.4
勧奨による自主退職	5,368	6.5	52.8	31.3
その他	8,017	9.7	53.7	32.2
自己都合	31,438	38.0	50.8	30.6
役員就任	1,506	1.8	53.7	30.6
500人以上1,000人未満計	12,313	100.0	56.3	33.8
定年	5,986	48.6	59.9	36.8
会社都合の計	2,955	24.0	53.7	32.0
早期退職優遇	1,657	13.5	54.6	32.9
勧奨による自主退職	584	4.7	55.1	33.0
その他	715	5.8	50.6	29.1
自己都合	2,756	22.4	51.7	29.4
役員就任	616	5.0	54.2	31.6
100人以上500人未満計	22,093	100.0	56.0	32.6
定年	10,032	45.4	59.7	35.8
会社都合の計	4,722	21.4	53.9	31.4
早期退職優遇	2,666	12.1	54.5	32.8
勧奨による自主退職	848	3.8	54.7	30.0
その他	1,208	5.5	51.9	29.3
自己都合	6,005	27.2	51.5	28.3
役員就任	1,334	6.0	54.9	31.3
50人以上100人未満計	3,856	100.0	56.2	30.9
定年	2,053	53.2	60.0	33.1
会社都合の計	509	13.2	53.3	31.0
早期退職優遇	203	5.3	54.3	32.1
勧奨による自主退職	172	4.5	54.0	31.1
その他	134	3.5	50.7	29.4
自己都合	1,084	28.1	51.0	27.2
役員就任	211	5.5	53.5	28.8

2 調査結果の概要

(1) 退職給付制度の概要

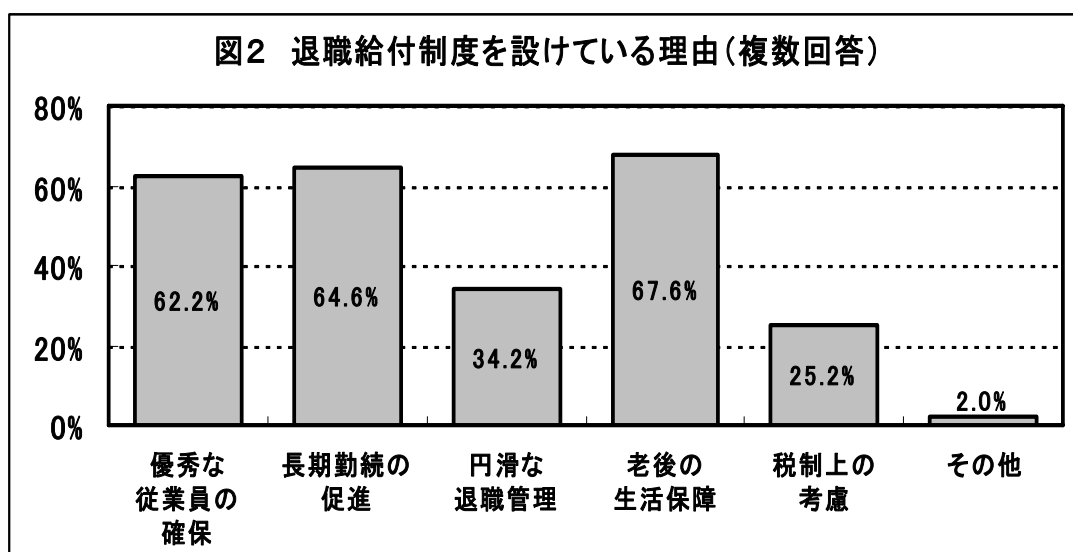
① 企業年金制度、退職一時金制度の普及率

退職給付制度を有する企業の割合は、92.0%である（P9 表1）。退職給付制度を有する企業全体でみると、その割合は企業年金のみである企業は14.5%、退職一時金のみである企業は41.5%、企業年金と退職一時金を併用している企業は44.0%となっており、企業年金を有する企業は全体の58.5%を占めている（図1）。



② 退職給付制度を設けている理由

退職給付制度を有する企業にその理由を聞いたところ、「老後の生活保障」を挙げる企業の割合が最も多く（67.6%）、次いで「長期勤続の促進」（64.6%）、「優秀な従業員の確保」（62.2%）、「円滑な退職管理」（34.2%）と続いている（図2）。

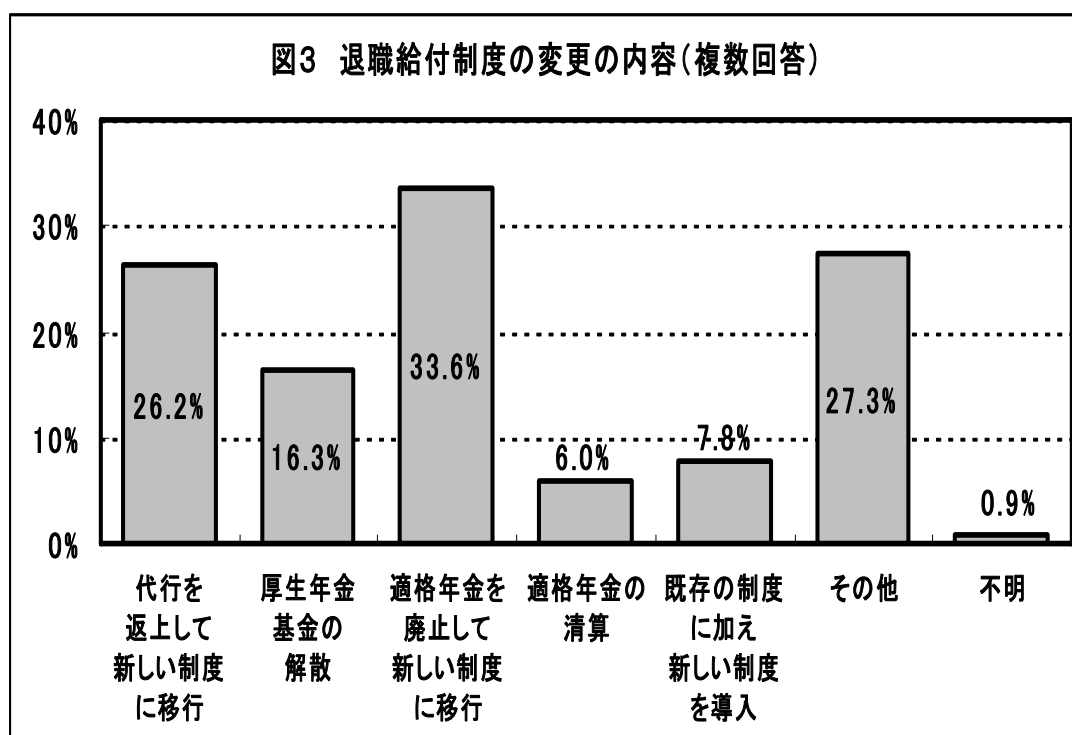


③ 企業年金と退職一時金の制度設計上の構成割合

退職給付制度を有する企業のうち、企業年金と退職一時金を併用している企業は①のとおり 44.0%であるが、これらの企業における企業年金と退職一時金の制度設計（規程）上の構成割合は、平均で 51.4 対 48.6 と、ほぼ同割合となっている（P10 表 3）。ただし、規程上は企業年金であるものについても、実際には退職者本人が一時金として受け取ることができる場合が多い（P16 表 15）。

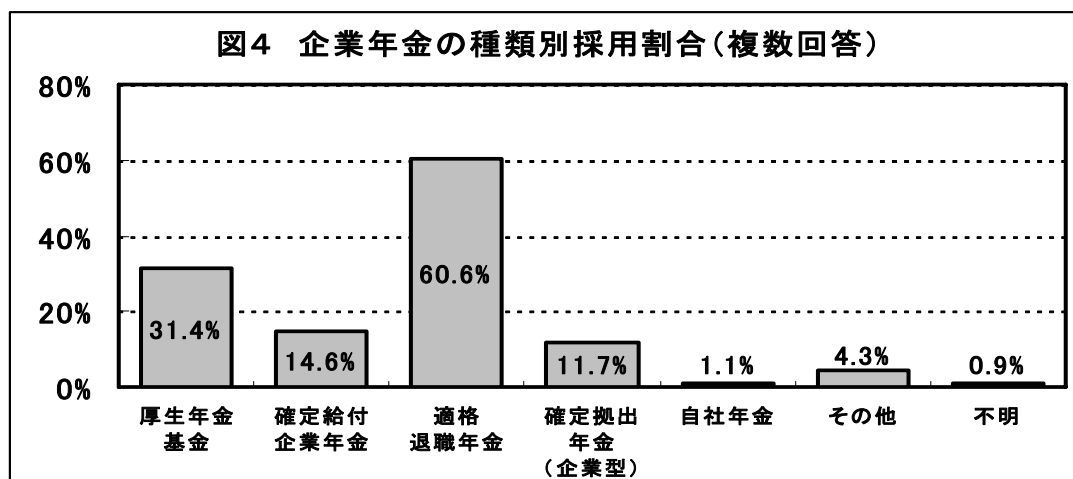
④ 退職給付制度の変更の状況

退職給付制度を有する企業に、確定給付企業年金法及び確定拠出年金法が成立した平成 13 年以降、退職給付制度の変更の有無を聞いたところ、「変更した」とする企業は 26.9%にとどまり、「変更していない」とする企業が 68.4%であった（P12 表 6）。変更した企業について、その内容をみると、「適格退職年金を廃止して新たな制度に移行」（33.6%）、「厚生年金基金の代行を返上して新たな制度に移行」（26.2%）とすることが多い（図 3）。



⑤ 企業年金制度の概要

企業年金制度を有する企業における、企業年金の種類別の採用割合（複数の企業年金を採用している企業もあり）は、適格退職年金が 60.6%と最も高く、次いで厚生年金基金が 31.4%、確定給付企業年金が 14.6%など、いわゆる給付保障型の企業年金が依然として主流を占めており、確定拠出年金（企業型）は 11.7%にとどまっている（図 4）。



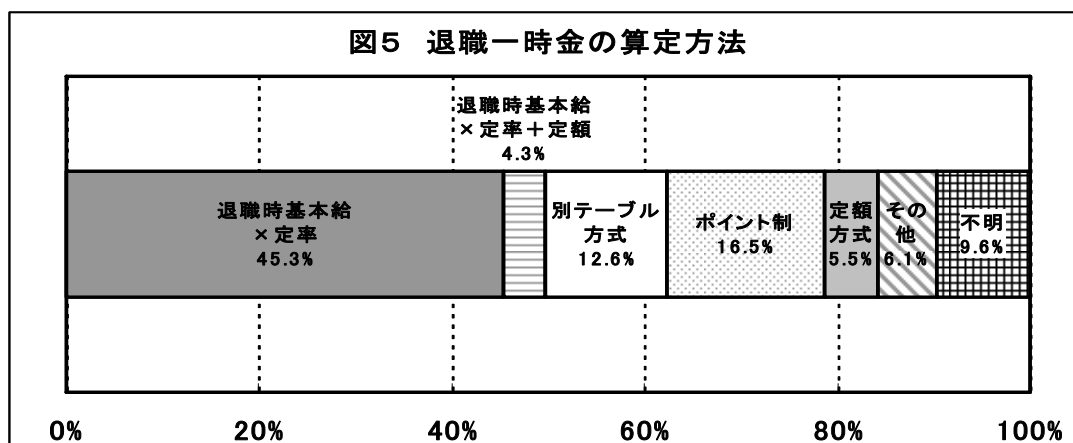
企業年金の内容をみると、受給資格については「勤続年数かつ年齢」(39.2%)、「勤続年数のみ」(34.9%)が多く、その場合、勤続年数では20～25年、年齢では60歳とする場合が最も多い(P13表8、表9)。支給開始時期については、「一定年齢から」とするところが最も多く(63.0%)、その年齢としては60歳が最も多い(91.2%) (P14表10、表11)。

支給期間については、「終身」が34.1%であるのに対し、「有期」は51.4%であり、有期の場合には10年間の最も多い(73.7%) (P15表12、表13)。本人拠出がある場合は13.9%にとどまり、86.1%の企業年金は事業主の全額拠出となっている (P16表14)。

企業年金につき、退職時以降に一時金としての受給を退職者本人が選ぶことができる選択一時金制度があるのは78.1%である (P16表15)。

⑥ 退職一時金制度の概要

退職一時金の算定方法については、退職時基本給に定率を乗ずる方法を用いている企業の割合が最も多く、45.3%となっている(図5)。また、その定率の定め方としては、「勤続年数及び退職事由」とするところが50.7%で最も多い(P18表19)。



退職一時金算定に当たって早期退職優遇制度を有する企業の割合は、15.1%となっており、制度を適用するための条件は、「年齢」とする企業の割合が最も多い（90.2%）（P20 表 22）。退職金算定に当たって加算金を支給する制度を有する企業は 34.7%で、種類は功労加算が最も多い（58.8%）（P20 表 23）。

⑦ 前払い制度の有無

退職給付制度がある企業のうち、それを在職中に給与又は賞与と一緒にあらかじめ支給する前払い制度がある企業の割合は 2.9%にとどまっている（P21 表 24）。

⑧ その他の退職給付補助の概要

退職給付制度がある企業において、その補助的な位置付けの制度があるとしている割合は 16.3%で、その内容としては、退職時の旅行券、記念品の給付（52.8%）等がある（P21 表 25）。

(2) 退職給付支給額の実態

退職給付制度を有する企業において、平成 17 年度中に勤続 20 年以上で退職した事務・技術関係職種の常勤従業員（大卒又は高卒）につき、退職事由別、勤続年数別の企業年金退職時現価額（事業主拠出分）、退職一時金（その他の退職給付補助を含む。）の平均額は表 2 6、その 1（P22）に示すとおりである。

最も退職者が多い層でみた場合、定年については勤続 41 年の者で 27,068 千円（うち企業年金現価額 15,965 千円（うち実際には選択一時金で受給 5,335 千円）、退職一時金 11,102 千円）、会社都合による退職については勤続 32 年の者で 29,656 千円（うち企業年金現価額 13,251 千円（うち実際には選択一時金で受給 4,258 千円）、退職一時金 16,405 千円）となっている（図 6）。

